

第11次近江八幡市交通安全計画 概要

第11次近江八幡市交通安全計画

～ 交通事故のない安全で安心なまちづくり ～

| | |
|-------|--|
| 計画の趣旨 | 交通安全対策を総合的かつ計画的に推進するため、交通安全対策基本法に基づき、近江八幡市交通安全対策会議が定める陸上交通の安全に関する施策の大綱 |
| 計画の期間 | 令和3年度～令和7年度 |
| 基本理念 | 市民が安全で安心できる社会を実現するために交通の安全を確保する。 人命尊重の理念に立ち、社会情勢や交通情勢の変化を踏まえながら交通事故のない社会を目指す。 |



道路交通の安全

「数値目標」

- 1 年間の交通事故発生件数 230件以下
- 2 年間の24時間交通事故死者数 3人以下

I 交通安全対策を進める視点

- 交通事故実態を踏まえた安全対策の推進
 - ・住民と一体となった道路交通の整備
 - ・警察等関係機関との連携
- 高齢者、子ども及び障がい者の安全確保
 - ・高齢者等に配慮した道路環境の整備
 - ・交通安全教育の推進
- 歩行者及び自転車の安全確保
 - ・自転車利用者への交通安全教育の推進
- 生活に密着した身近な道路等における安全確保
- 地域ぐるみの交通安全対策の推進
 - ・安全な交通社会の形成への地域住民の参加

II 道路交通に関する安全対策

- 道路交通環境の整備
 - ・道路網の体系的整備
 - ・生活道路における「人優先」の歩行空間の確保
 - ・地域住民等と一体となった交通環境整備
 - ・交通事故等の危険箇所対策の重点的な実施及び再発の防止
- 交通安全思想の普及啓発
 - ・児童・高齢者等に対する交通安全教育の推進
 - ・自転車の安全利用やシートベルト着用、反射材等の交通安全に関する普及啓発

鉄道交通の安全

I 鉄道交通における目標

- 県等と連携した諸施策の推進による
運転事故の死者数の減少

II 鉄道交通に関する安全対策

- 鉄道の安全に関する知識の普及
- 救助・救急活動の充実

踏切道における交通の安全

I 踏切道における目標

- 踏切事故の発生の防止

II 踏切道に関する安全対策

- 踏切道の構造の改良促進
- 踏切保安設備の整備
- 踏切道の交通の安全及び円滑化